

令和8年矢板市議会定例会

第411回定例会議

報 告 事 項

令和8年9月

矢 板 市

令和 8 年矢板市議会定例会第 4 1 1 回定例会議報告事項

報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

専決第 5 号 工事請負契約の変更について

報告第 2 号 令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について・・P 3

報告第 3 号 株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について・・・・・・・・P 5

報告第 1 号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第 5 号 工事請負契約の変更について

専決第 5 号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 8 年 8 月 21 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

工事請負契約の変更について

令和 7 年矢板市議会定例会第 405 回定例会議において、議案第 20 号として議決を経た工事請負契約（矢板市文化会館解体工事）の一部について、次のとおり変更する。

契約金額を 370,392,000 円とする。

報告第 2 号

令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 4 日

矢板市長 森 島 武 芳

令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率

1. 健全化判断比率

項 目	比 率	令和 7 年度決算に係る 矢板市の早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	13.62 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	18.62 %
実 質 公 債 費 比 率	8.0 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	1.2 %	350.0 %

2. 資金不足比率

会 計 名	比 率	令和 7 年度決算に係る 矢板市の経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0 %
下 水 道 事 業 会 計	—	20.0 %

注) 赤字又は資金不足を生じていない場合、比率欄を「—」と表示する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

報告第 3 号

株式会社やいた未来の経営状況説明書の提出について

株式会社やいた未来の経営状況説明書を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 4 日

矢板市長 森 島 武 芳

